## 発議案第4号

秘密保護法の撤廃を求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成26年3月5日

八千代市議会

議長 坂 本 安 様

提出者 八千代市議会議員 中村健敏 ⑩

賛成者 八千代市議会議員 小 林 恵美子 ⑩

同 皆川知子⑩

同 堀口明子 即

同 原 弘 志 卿

## 提案理由

国民を戦争に引き込むだけでなく、国民の知る権利が奪われ、著しいプライバシー侵害が行われることから、国に対し秘密保護法の撤廃を強く求める。 これが、本案を提出する理由である。

## 秘密保護法の撤廃を求める意見書

昨年末、国民の5割が反対し、8割が慎重審議を求めていた声を押し切り、 成立させた秘密保護法に対し、反対・廃止を求める声は公布後も広がり続けて いる。

秘密保護法は、外交、防衛、テロ活動の防止、スパイ行為の防止など広範な行政情報を、各行政機関の長の判断で特定秘密に指定し、情報を漏らした公務員も、情報を手に入れようとした国民も厳罰に処するものである。強行採決直前に、国民の批判をかわそうと、有識者による「情報保全諮問会議」や、官僚による「保全監視委員会」の設置を打ち出したが、何の歯どめにもならないことを、多くの識者が指摘しているところである。

秘密保護法で特定秘密に指定されると、国民の目、耳、口がふさがれ、国民の知る権利が奪われるだけでなく、秘密を扱う公務員や民間の出入業者は適性評価で、飲酒癖から病歴、借入金、家族関係、友人など洗いざらい調査され、著しいプライバシー侵害が行われることになる。

しかも安倍政権は、「国家安全保障会議」(日本版NSC)を設置し、首相官 邸の国家安全保障局を立ち上げ、「戦争する国」への体制整備まで行っている。 これは明らかに、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義を保障した憲法の 基本理念を根こそぎじゅうりんする希代の悪法であり、国民は決して受け入れ るものではない。

よって、本市議会は国に対し、国民を戦争に引き込む戦時立法である秘密保 護法を撤廃するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月20日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣 様

## 内閣官房長官 様